

## 【容器】

- ・灯油用ポリエチレン缶(ポリ容器)にガソリンを入れることは非常に危険です。消防法により禁止されていますので、絶対にしないでください。

## 【購入】

- ・セルフ式ガソリンスタンドでは、購入者自らがガソリンを容器に給油および詰め替えることは消防法で禁止されています。

## 【保管】

- ・ガソリンを容器に入れ、直射日光が当たる場所や高温になる場所に長時間放置しないでください。また、不必要に保管することは避けましょう。

## ガソリン携行缶を 正しく使う 6つのポイント

## 【取り扱い】

- ・ガソリン携行缶を使用の際は、取扱説明書をよく読み正しく使用しましょう。また、古くなってきたものは、劣化がないか十分に点検・確認してから使用しましょう。

## 【噴出事故防止】

- ・ふたを開ける前は、「周囲の安全確認」「容器のエア抜き」「高温の場所は避ける」「エンジンの停止」を徹底し、取り扱いには十分に注意してください。

## 【危険性】

- ・ガソリンは、気温マイナス40度でも気化し、小さな火や火元から離れていても引火する恐れがあります。また、燃え始めると爆発的に燃焼する危険な物質です。

### ガソリン携行缶の 取り扱いについて

これからの時期は、雪が解けて野外での活動が増えることから、草刈り機を使用したり、イペントなどで発電機を使用する機会が増えます。そして、これらの機械の燃料を補給するためにガソリン携行缶を使用することも予想されます。

ガソリン携行缶は、誰でも使用することができますが、取り扱い方法を間違えると大規模な火災発生の原因になり、大変危険です。

平成23年に京都府福知山市の花火大会で発生した火災は、ガソリン携行缶が炎天下に長時間置かれたことなどで高温になり、ガソリンが気化して噴出し、爆発的に燃焼したことが原因で起きた火災で、死者3人、負傷者56人という痛ましいものでした。

二度とこのような火災を起こさないためにも、上記の「ガソリン携行缶を正しく使う6つのポイント」をしっかり守り、安全にガソリン携行缶を使用しましょう。

## ● 誌面に対するお問い合わせ、 火災予防に関するご相談は

小平消防署：0164-56-2221

鬼鹿支署：0164-57-1253

「地域の安心と安全を守るために、  
あなたにもできることがあります」

